

# 令和8年度の軽自動車税について

## 原動機付自転車及び二輪車等

特定小型原動機付自転車・原動機付自転車・小型特殊自動車・二輪車の税率一覧

車 種		税率(年税額)
特定小型原動機付自転車	原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件全てに該当するもの。 1. 原動機の定格出力が0.6kw以下であること 2. 長さ1.9m以下で、幅0.6m以下であること 3. 最高速度が20km/h以下であること(スピードリミッター付)	2,000円
原動機付自転車	総排気量が50cc以下、定格出力が0.6kw以下(ミニカーを除く)	2,000円
	二輪のもので総排気量が50ccを超え90cc以下、定格出力が0.6kwを超え0.8kw以下	2,000円
	二輪のもので総排気量が50ccを超え125cc以下、最高出力が4.0kw以下	2,000円
	二輪のもので総排気量が90ccを超え125cc以下、定格出力が0.8kwを超え1kw以下	2,400円
	ミニカー(三輪以上のもの(一定のものを除く)で総排気量が20ccを超え50cc以下、定格出力が0.25kwを超え0.6kw以下)	3,700円
小型特殊自動車	農耕用(乗用トラクタ、コンバイン等)	2,400円
	その他(フォークリフト等)	5,900円
軽二輪車	125cc超250cc以下(側車付のものを含む)	3,600円
二輪小型自動車	250cc超	6,000円
雪上車		3,600円
被けん引車		3,600円

## 四輪以上及び三輪の軽自動車

初めて車両番号の指定を受けた月【初度検査年月】が「平成27年3月以前」と「平成27年4月以降」の車両について、税率が異なります。また、グリーン化を進める観点から、一定の環境性能を有する軽四輪等がその排出ガス性能及び燃費性能に応じて軽課される制度と、一定の年数を経過した軽四輪等が重課される制度があります。

◎初度検査年月は、車検証(自動車検査証)に記載されています。

ここを確認してください。

番号〇〇〇〇〇

## 自動車検査証

車 両 番 号	交付年月日	初度検査年月	自動車の種別
山形 580 あ 〇〇〇〇	令和 〇〇年〇月〇日	令和 〇〇年 〇月	軽自動車
車 台 番 号	乗車定員	最大積載量	車 両 重 量
ABC-123456	4人	— kg	〇〇〇 kg
車 名	型 式	原動機の型式	燃料の種類総排気量又は定格出力
〇 〇 〇 〇	9876-ABC	EV	ガソリン 0.65 L

四輪以上及び三輪の軽自動車の税率一覧

車種			税率(年税額)				
			初度検査年月が平成27年3月までの車両	初度検査年月が平成27年4月以降の車両	軽課税率		重課税率 初度検査年月から13年経過した車両
					概ね75%軽減	概ね50%軽減	
四輪以上 (総排気量が 660cc以下)	乗用	自家用	7,200円	10,800円	2,700円	なし	12,900円
		営業用	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	8,200円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円	1,300円	なし	6,000円
		営業用	3,000円	3,800円	1,000円	なし	4,500円
三輪(総排気量が660cc以下)			3,100円	3,900円	1,000円	2,000円 ※営業用のみ	4,600円

□軽課税率

初度検査年月が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの軽四輪等で、以下の基準を満たす車両についてはグリーン化特例(軽課)が適用され、令和8年度分に限り軽自動車税が軽減されます。

対象軽自動車		軽課区分
自家用 営業用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・電気自動車</li> <li>・燃料電池自動車</li> <li>・天然ガス自動車</li> </ul> (平成21年排出ガス規制窒素酸化物10%以上低減達成者または平成30年度排出ガス規制適合)	概ね75%軽減
営業用 (乗用車)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ガソリン車、ハイブリッド車</li> </ul> (令和2年度燃費基準かつ令和12年度基準90%達成車)	概ね50%軽減

※軽課の対象となるガソリン車(ハイブリッド車を含む)は、用途が営業用乗用車にうち、平成17年排出ガス規制75%低減車両(★★★★)または平成30年排出ガス規制50%低減車両に限りです。

□重課税率

初度検査年月から起算して13年を経過した車両については、新税率の概ね20%重課の税率となります。(電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引自動車を除きます。)

令和8年度に重課となるのは、初度検査年月が平成25年3月以前の軽四輪等です。

<重課税率・軽課税率の例>

(例1)平成25年3月1日に新規登録した乗用・自家用の車両

令和7年度課税額 … 7,200円(旧税率)  
 令和8年度課税額 … 12,900円(重課税率)

(例2)令和7年5月1日に新規登録した乗用・営業用の車両 【軽課区分が50%軽減に該当するもの】

令和8年度課税額 … 3,500円(軽課税率)  
 令和9年度課税額 … 6,900円(標準税率)